

付表 5-2) 控除対象仕入税額の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

		課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項 目		課 税 期 間 計			うち税率4%適用分		
課税標準額に対する消費税額		①	(付表4の⑥C)		(付表4の⑥B)	円	
貸倒回収に係る消費税額		②	(付表4の⑦C)		(付表4の⑦B)		
売上対価の返還等に係る消費税額		③	(付表4の⑨C)		(付表4の⑨B)		
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)		④					
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%)		⑤	※付表4の⑧Cへ		※付表4の⑧Bへ		
2 種 類 以 上 の 事 業 を 営 む 特 例 計 算 を 適 用 す る 場 合	区 分	事業区分別の課税売上高(税抜き) (課税期間計)			左の課税売上高に係る消費税額 (課税期間計)		
	事業区分別の合計額	⑥	※申告書「事業区分」欄へ 円	売上割合 %	⑫	うち税率4%適用分 円	
	第一種事業(卸売業)	⑦	※ "	%	⑬		
	第二種事業(小売業)	⑧	※ "		⑭		
	第三種事業(製造業等)	⑨	※ "		⑮		
	第四種事業(その他)	⑩	※ "		⑯		
	第五種事業(サービス業等)	⑪	※ "		⑰		
	控除対象仕入税額の計算式区分					算出額 (課税期間計)	
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔(⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%)÷⑫〕					⑱	円
	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥) ≥ 75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%)					⑲	
	(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75%					⑳	
(⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75%					㉑		
(⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75%					㉒		
(⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75%					㉓		
(⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75%					㉔		
(⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75%					㉕		
(⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75%					㉖		
(⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75%					㉗		
(⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75%					㉘		
(⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%					㉙		
【控除対象仕入税額】 選択可能な計算方式による⑱～㉙の内から選択した金額)					㉚	※付表4の⑧Cへ ※付表4の⑧Bへ	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 課税売上げにつき返品を受け又は直引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

「控除対象仕入税額の計算表」  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。